

小松島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市が実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、小松島市とする。ただし、あらかじめ市長が適切と認めた者に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、対象となる家庭を訪問支援員が訪問し、次の第1号若しくは第2号又は第1号及び第2号を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、次の各号に掲げる支援を包括的に実施する。ただし、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

(1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行やサポート等）

(2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）

(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、本市への報告

2 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減を図るための家事支援等、やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時においても支援を行うことができるものとする。

(対象者)

第5条 事業の支援対象家庭は、市内に住所を有し、本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げる状態にあるものとする。

(1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支

援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

- (3) 若年妊婦等，出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度（以下「公的制度」という。）による家事・育児支援が利用対象外の家庭又は公的制度では第2条の目的が達成できない保護者若しくは公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な保護者
- (5) その他，事業の目的に鑑みて，市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等の家庭を含む。）

（訪問支援員の要件）

第6条 訪問支援員は，次の各号のいずれにも該当する者のうち，本事業を適切に実施できる者として市長が適当であると認めた者とする。

- (1) 次の表に定める資格のいずれか1つを有する者又は研修のいずれか1つを修了した者

資格		・保育士 ・介護福祉士 ・看護師
研修	(介護)	・介護福祉士実務者研修 ・介護職員基礎研修 ・介護職員初任者研修 ・訪問介護員養成研修1級 ・訪問介護員養成研修2級
	(障害)	・障害者居宅介護従業者初任者研修 ・障害者居宅介護従業者養成研修1級 ・障害者居宅介護従業者養成研修2級
	(子育て)	・子育て支援員研修

- (2) 次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号），児童売春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童

- 虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
- (3) 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等に関し、市長が適当と認める研修を受講した者
- (利用申請及び決定)

第7条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、小松島市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急に派遣の必要が生じた場合その他やむを得ない事情がある場合については、事後において申請書を提出することができるものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに利用の可否を決定し、小松島市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、事業の利用を承認したときは、小松島市子育て世帯訪問支援依頼書（様式第3号）により、当該支援を依頼された事業者（以下「委託事業者」という。）へ訪問支援員の派遣を依頼する。

(利用の取消)

第8条 市長は、利用を決定した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取消し、利用者に対して、小松島市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手続きにより利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用が不相当と市長が認めるとき。

(利用時間及び期間等)

第9条 事業を利用できる日は、月曜日から金曜日までとし、祝日および年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除くものとする。

- 2 事業を利用できる時間は、9時から18時までとし、1日2時間以内、1箇月につき20時間までとする。
- 3 利用期間は、原則3箇月以内とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、対象世帯の児童が置かれている状況等からやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(支援計画の作成)

第10条 委託事業者は、利用者と支援の詳細を協議し、前条の利用上限の範囲内で、小松島市子育て世帯訪問支援事業利用計画書（様式第5号）を作成する。

- 2 前項の利用計画書は、支援の開始前に委託事業者を通じて市長に提出するものとする。

(費用の負担)

第11条 市長は、訪問支援を実施する委託事業者からの請求により次の表に定める委託

料を支払うものとする。

- 2 事業を利用しようとする者は、事業に要する費用の一部を次の表の世帯区分に基づき、負担しなければならない。

世帯区分		利用者負担額		委託料	
		利用料 (1時間あたり)	交通費相当 (1回あたり)	利用料 (1時間あたり)	交通費相当 (1回あたり)
生活保護	生活保護世帯	0円	0円	3,140円	1,860円
非課税	市民税非課税世帯 (※96時間/年を超えた場合)	0円 (310円)	0円 (190円)	3,140円 (2,830円)	1,860円 (1,670円)
	市民税所得割課税額77,101円未満世帯 (※48時間/年を超えた場合)	0円 (630円)	0円 (370円)	3,140円 (2,510円)	1,860円 (1,490円)
その他世帯	その他の世帯	1,570円	930円	1,570円	930円

- 3 前項に定める利用者負担のほか、生活必需品の購入費及び保育所送迎に係る交通費等支援に必要な費用については、利用者が負担する。

- 4 第2項の利用者負担及び前項の費用は、委託事業者が利用者から徴収するものとする。

- 5 利用者は、利用日の前営業日の17時までに委託事業者に連絡せず利用しなかった場合は、交通費相当額を負担しなければならない。ただし、交通費相当の利用者負担額が発生しない利用者については、市が負担する。

(委託料の請求)

第12条 委託事業者は、支援の実績があった場合、翌月10日までに、小松島市子育て世帯訪問支援事業履行確認書(様式第6号)、小松島市子育て世帯訪問支援事業支援内容報告書(様式第7号)及び小松島市子育て世帯訪問支援事業実績報告書(様式第8号)を作成し、小松島市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書(様式第9号)に添えて、委託料を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を委託事業者に支払うものとする。

(利用勧奨)

第13条 市長は、事業の利用が必要と認められ、未申請の対象家庭に対し、事業の利用を勧奨しなければならない。

- 2 利用の勧奨については、原則として、児童福祉法第10条第1項第4号に基づく計画(以下「サポートプラン等」という。)が作成された者、他の自治体や児童相談所から引き継いだ児童等その他の事業の実施が適当であると認められた者に対し、合同ケース会議等において必要な支援策やサポートプラン等の検証、支援策の提案方法などを検討し行う。

- 3 利用の勧奨は、口頭による通告又は小松島市子育て世帯訪問支援事業利用勧奨通知書

(様式第10号)により行うこととし、利用勧奨の結果、利用の意思が確認できた場合には、通常の利用申請と同様の方法で利用申請及び決定を行うこととし、利用の意思が確認できない場合や支援の受け入れを拒否する場合は、支援の必要性や期待できる効果等を伝え、利用につながるよう努める。

(措置)

第14条 市長は、利用を勧奨しても利用することが著しく困難な者について、利用の措置を行い、支援を提供することができる。

2 措置は、利用を勧奨したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができない等、事業を利用することが著しく困難であると市長が認める場合に行うこととし、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、合同ケース会議等において検討、決定する。なお、措置は事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市長が認める場合に行うものとする。

3 措置は、小松島市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書(様式第11号)により行い、窓口への来所に限らず、居宅への訪問などを配慮し、必ず対面において説明を行うものとする。この場合において、委託事業者へ必要な情報を提供することについて保護者等からの同意を得た上で、委託事業者に対して小松島市子育て世帯訪問支援事業措置決定連絡票(様式第12号)により通知する。措置の対象者については、第11条の規定にかかわらず、原則として費用の負担を求めない。

4 措置による利用開始に当たっては、利用する委託事業者に対して、必要に応じて対象者の状況やサポートプラン等の内容を事前に共有する。なお、措置による支援の提供期間の満了前に対象者の支援の提供理由の消滅、転出又は死亡等によって措置による支援の提供を解除した場合、保護者等に対して小松島市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書(様式第13号)により通知する。

5 市長は、前項の規定により措置による支援の提供を解除した場合には、委託事業者に対して小松島市子育て世帯訪問支援事業措置解除連絡票(様式第14号)により通知する。

(留意事項)

第15条 事業実施にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 委託事業者及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(2) 訪問支援員は、訪問した家庭が家事・育児支援以外の支援も必要であると考えられる場合には、市に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。

(3) 訪問支援員は、支援を行う際には常に身分証明書を携行しなければならない。

(4) 委託事業者は、利用者に対する支援に関する諸記録を整備し、当該支援を実施した日から5年間保存しなければならない。

(5) 委託事業者は、事業の実施に当たって当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号通知）に従い、速やかに関係機関等に報告するとともに、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。

(6) 市長は、事業の実施にあたり利用者にアンケート等を実施するなどにより、適切に事業の効果を検証し、検証の結果を次年度以降の事業に反映していくよう努める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

小松島市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

小松島市長 様

次のとおり小松島市子育て世帯訪問支援事業の利用を申請します。

申請者 (利用者)	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	小松島市			
	電話番号		出産予定日 (妊婦の場合)	年 月 日	
世帯の状況	氏名		続柄	生年月日	職業(学校・園)名
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
申請理由					
希望事業所					
希望するサポートについて 該当するものにレ点	家事支援	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> その他、日常的に行う必要がある家事支援		育児・養育支援	<input type="checkbox"/> 授乳・離乳食の介助 <input type="checkbox"/> おむつの交換、排せつの介助 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱の世話 <input type="checkbox"/> 沐浴の介助 <input type="checkbox"/> 保育所等の送迎支援(通院を目的とした送迎は含まない。) <input type="checkbox"/> その他、日常的に行う必要がある育児支援
利用時間・回数等 (月20時間以内)	() 時間/回 () 回/日 () 日/週				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
情報提供に関する同意書					
小松島市長 様 本申請書に記載のある情報を、サポート提供事業所へ情報提供することに同意します。 また、利用料の決定に必要な利用者及び世帯の所得に関する調査を市が行うことに同意します。 小松島市が保有する情報(生活保護の受給有無等)について、必要に応じ内部で確認することに同意します。					
年 月 日			申請者氏名 _____		

第 号
年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書

年 月 日 付けで申請がありました小松島市子育て世帯訪問支援事業利用につきまして、次のとおり、決定（却下）しましたので通知します。

 決定

利用者	氏名							
	生年月日	年	月	日	出産予定日 (妊婦の場合)	年 月 日		
	住所	小松島市						
派遣時間・回数 (上限)		1回	時間	1日につき	回	1週につき	回	
利用期間(上限)		年	月	日	から	年	月	日まで
利用者負担額		<input type="checkbox"/> あり 世帯区分： <input type="checkbox"/> なし		(負担額は、裏面参照 ※)				
派遣団体		(電話)						
サポート内容	家事支援	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> その他、日常的に行う必要がある家事支援			育児・養育支援	<input type="checkbox"/> 授乳・離乳食の介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換、排せつの介助 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱の世話 <input type="checkbox"/> 沐浴の介助 <input type="checkbox"/> 保育所等の送迎支援（通院を目的とした送迎は含まない。） <input type="checkbox"/> その他、日常的に行う必要がある育児支援		
	備考							

 却下

理由	
----	--

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小松島市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、小松島市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(裏)

※ 利用者負担額

(1) 利用者負担額

利用者負担額は次のとおりとする。ただし、家事支援、育児・養育支援のうち生活必需品の買物の実費額及び保育所送迎に係る交通費の実費額については、利用者（保護者）が負担する。

なお、利用時間は、対象の居宅に到着した時から退去するまでの時間とし、訪問支援員が居宅訪問時の前後に保育所等の送迎支援や生活必需品の買物をした場合は、居住外での支援時間及び保育所等と居宅間の移動時間も利用時間に含む。

世帯区分		利用者負担額	
		利用料 (1時間あたり)	交通費相当 (1回あたり)
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
非課税	市民税非課税世帯 (※96時間/年を超えた場合)	0円 (310円)	0円 (190円)
77,101円未満	市民税所得割課税額77,101円 未満世帯 (※48時間/年を超えた場合)	0円 (630円)	0円 (370円)
その他世帯	その他の世帯	1,570円	930円

(2) 支払い方法

利用者負担額は、利用当日に、利用者から委託事業者へ支払う。連絡なくキャンセルの場合は、1回あたりの交通費相当額を支払うものとする。

第 号
年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援依頼書

標記の件につきまして、次のとおり決定しましたので、支援を依頼します。

利用者	氏名					
	生年月日	年 月 日	出産予定日 (妊婦の場合)	年 月 日		
	住所	小松島市				
派遣時間・回数 (上限)		1回	時間	1日につき 回		
1週につき		回				
利用期間 (上限)		年 月 日	から	年 月 日 まで		
利用者負担額		<input type="checkbox"/> あり 世帯区分： (負担額は、裏面参照 ※) <input type="checkbox"/> なし				
サポート内容	家事支援	<input type="checkbox"/>	食事の準備及び後片付け	育児・養育支援	<input type="checkbox"/>	授乳・離乳食の介助
		<input type="checkbox"/>	住居等の清掃及び整理整頓		<input type="checkbox"/>	おむつ交換、排せつの介助
		<input type="checkbox"/>	衣類等の洗濯及び補修		<input type="checkbox"/>	衣服の着脱の世話
		<input type="checkbox"/>	生活必需品の買物		<input type="checkbox"/>	沐浴の介助
		<input type="checkbox"/>	その他、日常的に行う必要がある家事支援		<input type="checkbox"/>	保育所等の送迎支援（通院を目的とした送迎は含まない。）
					<input type="checkbox"/>	その他、日常的に行う必要がある育児支援
備考						

(裏)

※ 利用者負担額

(1) 利用者負担額

利用者負担額は次のとおりとする。ただし、家事支援、育児・養育支援のうち生活必需品の買物の実費額及び保育所送迎に係る交通費の実費額については、利用者（保護者）が負担する。

なお、派遣時間は、対象の居宅に到着した時から退去するまでの時間とし、訪問支援員が居宅訪問時の前後に保育所等の送迎支援や生活必需品の買物をした場合は、居住外での支援時間及び保育所等と居宅間の移動時間も派遣時間に含む。

世帯区分		利用者負担額	
		利用料 (1時間あたり)	交通費相当 (1回あたり)
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
非課税	市民税非課税世帯 (※96時間/年を超えた場合)	0円 (310円)	0円 (190円)
77,101円未満	市民税所得割課税額77,101円 未満世帯 (※48時間/年を超えた場合)	0円 (630円)	0円 (370円)
その他世帯	その他の世帯	1,570円	930円

(2) 支払い方法

利用者負担額は、利用当日に、利用者から委託事業者へ支払う。連絡なくキャンセルの場合は、1回あたりの交通費相当額を支払うものとする。

第 号
年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

年 月 日付けで決定した小松島市子育て世帯訪問支援事業の利用について、
下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小松島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、小松島市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

小松島市子育て世帯訪問支援事業利用計画書

作成日： 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	年齢		
利用者氏名			年 月 日			
現住所						
連絡先電話番号						
家族状況	ふりがな 氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	備考
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
目標						
支援内容	支援内容					
		派遣日時	派遣回数（1日）	時間帯		
	1.	年 月 日				
	2.	年 月 日				
3.	年 月 日					
4.	年 月 日					
特記事項						

上記支援計画の内容に同意します。

年 月 日 申請者 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

様式第7号（第12条関係）

小松島市子育て世帯訪問支援事業支援内容報告書

年 月 日

事業所名 _____

利用者氏名 _____

年 月分

活動日	開始時間	支援内容・家庭状況

活動日	開始時間	支援内容・家庭状況

※様式第6号 履行確認書と併せてご提出ください。

小松島市子育て世帯訪問支援事業実績報告書

年 月 日

小松島市長 様

事業所名

年 月分の実績を次のとおり報告します。

	利用者氏名	利用回数	利用時間合計	世帯区分	利用者負担額	委託料		訪問目的
							キャンセル料	
1		回	時間 分		円	円	円	
2		回	時間 分		円	円	円	
3		回	時間 分		円	円	円	
4		回	時間 分		円	円	円	
5		回	時間 分		円	円	円	
6		回	時間 分		円	円	円	
7		回	時間 分		円	円	円	
8		回	時間 分		円	円	円	
9		回	時間 分		円	円	円	
10		回	時間 分		円	円	円	
11		回	時間 分		円	円	円	
12		回	時間 分		円	円	円	
13		回	時間 分		円	円	円	
14		回	時間 分		円	円	円	
15		回	時間 分		円	円	円	
16		回	時間 分		円	円	円	
17		回	時間 分		円	円	円	
18		回	時間 分		円	円	円	
19		回	時間 分		円	円	円	
20		回	時間 分		円	円	円	
21		回	時間 分		円	円	円	
22		回	時間 分		円	円	円	
23		回	時間 分		円	円	円	
24		回	時間 分		円	円	円	
25		回	時間 分		円	円	円	
計		0 回	時間 分		0 円	0 円	0 円	

年 月 日

小松島市長 様

請求者

住所：

名称：

代表者：

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書

次のとおり、 年 月分の小松島市子育て世帯訪問支援事業委託料を請求します。

請求額 円

積算内訳	利用料+交通費相当	円
	事務・管理費	円
	キャンセル料	円

振込先金融機関	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

- (備考) 1 口座名義人と上記請求者（契約者）が異なる場合は、振り込むことができませんので、ご注意願います。
- 2 小松島市子育て世帯訪問支援事業履行確認書（様式第 6 号）、支援内容報告書（様式第 7 号）および実績報告書（様式第 8 号）を添付してください。

第 号
年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業利用勧奨通知書

保護者の方の心身の不調や子育てへの不安感等により、子育てが難しくなっているご家庭には、ご家庭を支援する事業の利用をお勧めしています。

様におかれては、【子育て世帯訪問支援事業】の利用が可能ですので、利用をお勧めする旨、お知らせいたします。

記

- 1 対象児童氏名（生年月日）
- 2 保護者等氏名
- 3 利用事業所の名称及び所在地
- 4 主な支援の内容（支援の内容、時間、回数等）
- 5 利用が必要な理由
- 6 利用が必要な期間

第 年 月 号
日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書

児童福祉法第21条の18第2項の規定により次のとおり事業を提供しますので通知します。

児童の氏名 (生年月日)	年 月 日
保護者等氏名	
提供が必要な理由	
提供事業所の名称 (所在地)	
主な支援内容 時間・回数(上限)	1回 時間 1日につき 回 1週につき 回
支援を提供する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
(教示) 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小松島市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、小松島市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。	

第 年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業措置決定連絡票

次の児童及び保護者等に対して、児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供することとしましたので通知します。

児童の氏名 (生年月日)	年 月 日
保護者等氏名	
提供が必要な理由	
提供事業所の名称 (所在地)	
主な支援内容 時間・回数（上限）	1回 時間 1日につき 回 1週につき 回
支援を提供する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備考	

第 年 月 日

様

小松島市長

印

小松島市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書

年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18第2項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

児童の氏名 (生年月日)	年 月 日
保護者等氏名	
提供事業所の名称 (所在地)	
解除年月日	
提供が必要な理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小松島市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、小松島市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

第 年 月 日

様

小松島市長 印

小松島市子育て世帯訪問支援事業措置解除連絡票

年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18
第2項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

児童の氏名 (生年月日)	年 月 日
保護者等氏名	
提供事業所の名称 (所在地)	
解除年月日	
提供が必要な理由	
備考	